

資

料

平成30年6月定例県議会日程

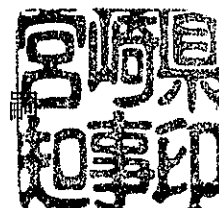
19日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考		
6. 8	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30		
9	土	休 会	(閉 庁 日)			
10	日					
11	月					
12	火		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00		
13	水	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30		
14	木					
15	金			請願締切 16:00		
16	土	休 会	(閉 庁 日)			
17	日					
18	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)		
19	火		一 般 質 問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30		
20	水	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)		
21	木					
22	金				特 別 委 員 会	議会運営委員会
23	土				(閉 庁 日)	
24	日					
25	月	(議 事 整 理)				
26	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30		

215-1093
平成30年6月8日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊



議案の送付について

平成30年6月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

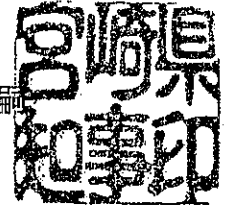
- 議案第1号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県総合計画審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 工事請負契約の変更について
- 議案第12号 工事請負契約の変更について
- 議案第13号 工事請負契約の変更について
- 議案第14号 民事非訟事件の和解について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

215-1094
平成30年6月13日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊



議案の送付について

平成30年6月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第15号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）

（文書取扱 財政課）

一般質問時間割

6月13日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	中野 一則	10:00～11:00	
2	公 明 党	重松幸次郎	11:00～12:00	休憩
3	県民連合宮崎	田口 雄二	13:00～14:00	
4	自由民主党くしま	武田 浩一	14:00～15:00	

6月14日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	日高 博之	10:00～11:00	
6	日本共産党	前屋敷恵美	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	丸山裕次郎	13:00～14:00	
8	公 明 党	新見 昌安	14:00～15:00	

6月15日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	後藤 哲朗	10:00～11:00	
10	自由民主党	野崎 幸士	11:00～12:00	休憩
11	自由民主党	二見 康之	13:00～14:00	
12	県民連合宮崎	高橋 透	14:00～15:00	

6月18日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	県民の声	井上紀代子	10:00~11:00	
14	自由民主党	松村 悟郎	11:00~12:00	休憩
15	自由民主党	日高 陽一	13:00~14:00	
16	郷中の会	有岡 浩一	14:00~15:00	

6月19日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
17	自由民主党	西村 賢	10:00~11:00	
18	県民連合宮崎	渡辺 創	11:00~12:00	休憩
19	自由民主党	坂口 博美	13:00~14:00	
20	県民連合宮崎	太田 清海	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)	可決	可決	可決	可決	
第2号	平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		可決			
第3号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第6号	宮崎県総合計画審議会条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第8号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第9号	病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第10号	宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例			可決		
第11号	工事請負契約の変更について			可決		
第12号	工事請負契約の変更について			可決		
第13号	工事請負契約の変更について			可決		
第14号	民事非訟事件の和解について				可決	
第15号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	可決		可決	可決	
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例の一部を改正する条例	承認				

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第22号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願		継続			
第25号	「平成31年地方消費者行政強化交付金」獲得のための国に対する意見書提出についての請願	採択				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成30年6月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第22号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	6月26日・可 決
〃 第2号	平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県総合計画審議会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第12号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第13号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第14号	民事非訟事件の和解について	〃
〃 第15号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月26日・承 認
議員発議案 第1号	旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書	6月26日・可 決
〃 第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	〃
〃 第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第4号	ヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を求める意見書	〃
〃 第5号	地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する 補償及び救済等の早期解決を求める意見書

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と定めた旧優生保護法に基づいて、1996年に同法が母体保護法に改正されるまでの約半世紀あまりの間に、本人の同意のない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知や都道府県の行政措置の下、数多く実施されてきた。

国の統計等によれば、全国で約2万5000人が不妊手術を受け、うち1万6500人が本人同意のない強制手術だったとされており、本県においては、県に報告されただけでも、283件の強制手術が行われている。

国会では、全会派からなる「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足した。同議連は、国からの正式な謝罪や補償もいまだ行われていないとして、実態調査やヒアリング、被害者や当事者団体、市民団体との連携・協力を進め、具体的な支援の仕組みを検討することとしている。

優生手術の被害者は高齢化が進み、また、全国における優生手術の実態解明が時間的経過とともに困難になることから、解決を急がなければならない。過去の反省に立って、一日も早く政治的及び行政的な責任に基づく解決策を実現すべきであることから、下記の事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 国は、優生手術に関する被害者の実態の速やかな調査及び記録の適正な保存を行うこと。
- 2 全都道府県での相談窓口設置を行うなど、被害者に寄り添う対応を強化すること。
- 3 被害者に対する補償及び救済等の実施による早期解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	野 田 聖 子 殿
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

議員発議案第2号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子ども達の豊かな学びを実現するために、教材研究や授業準備の時間を十分確保することが不可欠であるが、日本は、OECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数も、教員1人当たりの児童生徒数も多い状況にある。

また、障がいのある子どもたちに対する合理的配慮への対応、日本語指導などを必要とする子どもたちへの支援、いじめ・不登校の課題、小学校においては新学習指導要領に移行するため外国語教育実施に必要な授業時間数の調整など、授業時数や指導内容も増加しており、こうした課題や問題の解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数の改善が必要である。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数と措置が行われているが、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが当然でなければならない。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 計画的な教職員定数改善が推進できるよう国全体として取り組まれること。
- 2 義務教育費国庫負担制度は、義務教育には必要不可欠なものであることから、この制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
文 部 科 学 大 臣	林 芳 正 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

地方自治体は、子育て支援、医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策や、防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

これらに対応する人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立は急務であるが、社会保障費の圧縮と地方財政に対する歳出削減に向けた議論が加速しており、特に、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割であり、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすと考えられる。

よって、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすため、下記の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」は、地域による違いを無視して経費を算定するものであり、地域の実情に応じた見直しを検討すること。
- 4 公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な解決策の協議を進めること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 7 地方交付税原資については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 総 内	議 議 閣 務 務 閣	院 院 総 理 大 務 官	議 院 議 大 大 房	長 長 臣 臣 官	大 伊 安 麻 野 菅	島 達 倍 生 田	理 忠 晋 太 聖 義	森 一 三 郎 子 偉	殿 殿 殿 殿 殿
----------------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------

議員発議案第4号

ヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を求める意見書

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都をはじめ、導入を検討・開始している自治体が増えている。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）の案内用図記号として追加され、国としての統一的な規格となつてからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動を更に進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にあり、また公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところである。

よって、国においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取組に対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民への更なる情報提供や普及、理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大森	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
総務大臣	野田	聖子	殿
厚生労働大臣	加藤	勝信	殿
国土交通大臣	石井	啓一	殿
内閣官房長官	菅	義偉	殿

議員発議案第5号

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

高齢化の進行、高度情報通信社会の進展等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、消費者トラブルや消費者被害の内容等も複雑化・多様化している中、消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化については、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政交付金の措置によって一定の前進が図られてきている。

一方で、この交付金措置が平成29年度で一区切りを迎えようとする中、自主財源や人員（行政職員・消費生活相談員）の確保、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置が進まない等の課題を抱えており、今後も引き続き、国と一体となって消費者行政をさらに充実する必要がある。

こうした中、国の地方消費者行政に係る交付金の予算額は、平成28年度補正・29年度当初を合わせて50億円であったのに対し、平成29年度補正・30年度当初では36億円であり、28%の減額となっている。

このことは、地方消費者行政の後退、ひいては国全体の消費者行政の後退につながり、高齢者や若年者をはじめとする消費者の安全・安心な消費生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、地方消費者行政の安定的な充実・強化を図るため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金が減額となった影響を把握するとともに、当初予算で確保できなかった交付金額を補正予算で措置すること。
- 2 平成31年度以降の地方消費者行政に係る交付金について、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
- 3 地方公共団体が行う消費者相談情報のP I O - N E Tへの登録や、悪質業者に対する行政処分等は、国の消費者行政施策につながっていることを踏まえ、地方公共団体の消費者行政に係る事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 総 内 内	議 議 閣 務 務 閣 府	院 院 総 理 務 官 特	議 院 大 大 房 命	長 長 臣 臣 長 官 大	大 伊 安 麻 野 菅 福	島 達 倍 生 田 井	理 忠 晋 太 聖 義	森 一 三 郎 子 偉 照	殿 殿 殿 殿 殿 殿
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------

(消費者及び食品安全)

議 員 派 遣

平成30年6月26日

次のとおり、議員を派遣する。

1 平成30年度九州各県議会議員交流セミナー

- (1) 目 的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的な発展と地方主権の確立をめざす。
- (2) 派遣場所 沖縄県那覇市
- (3) 期 間 平成30年8月27日（月）から
平成30年8月28日（火）まで
- (4) 派遣議員 緒嶋 雅晃 井本 英雄 丸山裕次郎 中野 廣明
山下 博三 日高 博之 野崎 幸士 日高 陽一
満行 潤一 渡辺 創 新見 昌安 重松幸次郎
凶師 博規 井上紀代子

請 願 一 覽 表

總 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
總 務 政 策	1	—	1	
厚 生	—	1	1	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	1	1	2	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第25号	受理年月日	平成30年6月15日
請願者住所・氏名	宮崎県宮崎市旭1丁目8番45号 宮崎県弁護士会 会長 山崎 真一郎		
請願の件名	<p>「平成31年地方消費者行政強化交付金」獲得のための国に対する意見書提出についての請願</p> <p>(要旨) 「平成31年地方消費者行政強化交付金」獲得のための国に対する意見書提出についての請願</p> <p>(理由) 国における地方消費者行政の充実強化につきましては、交付金等を通じて財政的な支援が図られており、平成27年度及び平成28年度は50億円、平成29年度は42億円が予算計上されておりました。とくに、宮崎県においては、平成30年3月6日付けで、消費者の安全と安心を確保するため、相談体制の充実・強化や消費者教育の推進に取り組む旨の「消費者行政推進に関する首長表明」が発出されていたところです。</p> <p>こうした中、平成30年度予算に向けて、消費者庁は概算要求では地方消費者行政推進交付金及び地方消費者行政強化交付金合わせて40億円の要求をしていますが、平成30年度予算案によれば、2つの交付金を合わせて24億円という結果となっており、消費生活相談体制の維持等消費者行政が後退していく懸念があります。例えば、宮崎県においては、宮崎県消費生活センターが、毎月1回、本庁（宮崎市）、都城支所及び延岡支所にて、弁護士による無料法律相談を実施しておりましたが、平成30年度は、都城支所及び延岡支所における弁護士による無料法律相談を隔月1回程度に減少させるなど、地方消費者行政が後退している実情があります。</p> <p>今後も地方消費者行政の充実・強化のために必要な財政的支援（交付金）を獲得するためには、平成31年度予算要求に向けて、地方自治体の現場の声を反映して地方議会から国に対して意見書を提出していただくことが効果的です。平成31年度概算要求の時期が本年8月ですので、本年6月の地方議会にて意見書を採択いただきたく存じます。</p>		

	<p>つきましては、平成31年度交付金の獲得に向けて、宮崎県議会におかれては、別紙1の添付資料3記載のとおり、国に対して「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書（請願書）」を提出されるよう要望いたします。</p>
紹介議員	<p>中野 一則 西村 賢 後藤 哲朗 満行 潤一 新見 昌安 前屋敷 恵美 来住 一人</p>

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第22号	受理年月日	平成29年9月15日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 子どもの医療費無料制度を県に求める宮崎県ネットワーク 代表 高田 慎吾 (署名 10,187筆)		
請願の件名	<p>子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願</p> <p>[請願趣旨]</p> <p>現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも7人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われていています。宮崎県の子育て世代の貧困率は全国平均よりも高くなっています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療が受けられないなどのちが脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子どもも等しく治療を受けられる制度をつくることは政治の責任です。</p> <p>子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。</p> <p>県の『乳幼児医療費助成事業の助成状況（平成29年4月1日現在）』調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが15自治体、小学校卒業までが6自治体で、通院でも、中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。新富町・川南町・木城町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まっています。また、今年度中に延岡市・日南市・国富町で助成の拡充が予定されており、県内でも無料化の動きが広がっています。</p> <p>全国的には、入院では大分県や沖縄県など24県、通院でも三重県や徳島県など15県で小学生以上で助成が拡充され、市町村など自治体の子育て支援制度の拡充に大きく貢献しています。</p> <p>子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての環境をつくることは、大きな子育て支援となります。また、少子化の打開にとっても大きな力になります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、子どもの医療費助成制度の拡充をしていただきたく、請願します。</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人 満行 潤一		

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月8日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（丸山裕次郎議員、太田清海議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第14号、報告第1号上程 知事提案理由説明
6月9日	土	休 会	(閉庁日)
6月10日	日		
6月11日	月		
6月12日	火		
6月13日	水	本 会 議	議案第15号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（中野一則議員、重松幸次郎議員、田口雄二議員、 武田浩一議員）
6月14日	木		一般質問（日高博之議員、前屋敷恵美議員、丸山裕次郎議員、 新見昌安議員）
6月15日	金		一般質問（後藤哲朗議員、野崎幸士議員、二見康之議員、 高橋 透議員）
6月16日	土	休 会	(閉庁日)
6月17日	日		
6月18日	月	本 会 議	一般質問（井上紀代子議員、松村悟郎議員、日高陽一議員、 有岡浩一議員）
6月19日	火		一般質問（西村 賢議員、渡辺 創議員、坂口博美議員、 太田清海議員） 議案・請願委員会付託
6月20日	水	休 会	常任委員会
6月21日	木		
6月22日	金		
6月23日	土		
6月24日	日		
6月25日	月		
6月26日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第5号に反対、請願第22号継続審査に反対）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月26日	火	本 会 議	(来住一人議員) 採決 (議案第5号) (可決) 採決 (議案第1号~第4号、第6号~第15号、報告第1号) (可決または承認) 採決 (請願第25号) (採択) 採決 (継続審査・調査案件) (委員長の申し出のとおり決定) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号~第5号追加上程、採決 (可決) 議員派遣の件 知事発言 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 蓬 原 正 三

宮 崎 県 議 会 副 議 長 外 山 衛

宮 崎 県 議 会 議 員 丸 山 裕 次 郎

宮 崎 県 議 会 議 員 太 田 清 海